

掛川市訓令甲第2号

掛川市事務決裁規程（平成17年掛川市訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

掛川市長 久保田 崇

別表第1の1の表中

「

16 出版物の刊行	特に重要なもの		重要なもの	定例的又は軽易なもの	市民一般向けのもの、広報・シティプロモーション課長に合議
-----------	---------	--	-------	------------	------------------------------

」

を

「

16 出版物の刊行	特に重要なもの		重要なもの	定例的又は軽易なもの	市民一般向けのもの、企画政策課長に合議
-----------	---------	--	-------	------------	---------------------

」

に改め、同表3の表中

「

7 行政課所管以外の実務研修又は派遣研修の実施又は参加の決定		部長及び消防次長	課長	主幹等以下	課長以上の研修で受講期間が連続3日以上のは、人事課長に合議
--------------------------------	--	----------	----	-------	-------------------------------

」

を

「

7 人事課所管以外の実務研修又は派遣研修の実施又は参加の決定		部長及び消防次長	課長	主幹等以下	課長以上の研修で受講期間が連続3日以上のは、人事課長に合議
--------------------------------	--	----------	----	-------	-------------------------------

」

に改め、同表4(3)の表中

「

1 報酬					○			会計年度任用職員人件費のうち一般会計は、行政課長専決
2 給料					○			一般会計は、行政課長専決
3 職員手当等					○			一般会計は、行政課長専決
4 共済費					○			一般会計は、行政課長専決
5 災害補償費					○			一般会計は、行政課長専決
6 恩給及び退職年金					○			一般会計は、行政課長専決

」

を

「

1 報酬					○			
2 給料					○			
3 職員手当等					○			
4 共済費					○			
5 災害補償費					○			
6 恩給及び退職年金					○			

」

に、

「

8 旅費			10 (以上)	10	10	3	1	会計年度任用職員人件費のうち一般会計は、行政課長専決
------	--	--	------------	----	----	---	---	----------------------------

」

を

「

8 旅費			10 (以上)	10	10	3	1	
------	--	--	------------	----	----	---	---	--

」

に、

「

11 役務費			300 (以上)	300	300	10	3	会計年度任用職員人件費のうち一般会計は、行政課長専決
--------	--	--	-------------	-----	-----	----	---	----------------------------

」

を

「

11 役務費			300 (以上)	300	300	10	3	
--------	--	--	-------------	-----	-----	----	---	--

」

に改め、同表 4 (4) の表中

「

1 報酬					○			会計年度任用職員人件費のうち一般会計は、行政課長専決
2 給料					○			一般会計は、行政課長専決
3 職員手当等					○			一般会計は、行政課長専決
4 共済費					○			一般会計は、行政課長専決
5 災害補償費					○			一般会計は、行政課長専決
6 恩給及び退職年金					○			一般会計は、行政課長専決

」

を

「

1 報酬					○			
2 給料					○			
3 職員手当等					○			
4 共済費					○			
5 災害補償費					○			
6 恩給及び退職年金					○			

」

に、

「

8 旅費				3(以上)	3(以上)	3	1	会計年度任用職員人件費のうち一般会計は、行政課長専決
------	--	--	--	-------	-------	---	---	----------------------------

」

を

「

8 旅費				3(以上)	3(以上)	3	1	
------	--	--	--	-------	-------	---	---	--

」

に、

11 役務費	5,000	5,000	2,000	1,000	500	10	3	会計年度任用職員人件費のうち一般会計は、行政課長専決
--------	-------	-------	-------	-------	-----	----	---	----------------------------

を

11 役務費	5,000	5,000	2,000	1,000	500	10	3	
--------	-------	-------	-------	-------	-----	----	---	--

に改める。

別表第2の1(2)の表中

11 会計年度任用職員の任用							○		
12 職員被服の貸与								○	
13 特別職職員の選任	○								
14 職員の任免、分限及び懲戒	○								
15 職員給与の決定	○								
16 職員団体との交渉	○								
17 特別休暇（夏季特別休暇を除く。）の承認							○		要所属長承認
18 組合休暇の許可							○		
19 育児休業の承認							○		
20 職務専念義務の免除								○	
21 営利企業等従事の許可							○		
22 常勤特別職、一般職、会計年度任用職員の人件費（企業会計を除く。）の支出命令								○	

を

11	会計年度任用職員の任用			○		
12	会計年度任用職員の年度途中任用				○	
13	職員被服の貸与				○	
14	特別職職員の選任	○				
15	職員の任免、分限及び懲戒	○				
16	職員給与の決定	○				
17	職員団体との交渉	○				
18	特別休暇（夏季特別休暇を除く。）の承認				○	要所属長承認
19	組合休暇の許可				○	
20	育児休業の承認				○	
21	職務専念義務の免除				○	
22	営利企業等従事の許可				○	
23	常勤特別職、一般職、会計年度任用職員の人件費（企業会計を除く。）の支出命令				○	

に改め、同表 2 (1) の表中

4	国際交流に関する調査連絡調整				○	
---	----------------	--	--	--	---	--

を

	4	国際交流に関する調査連絡調整				○	
6 広報及び 広聴	1	広報かけがわの発行			○		
	2	市勢要覧の発行	○				
	3	新聞、テレビ広告等による広報				○	
	4	報道機関との連絡折衝				○	
	5	行政相談の開催計画				○	

に改め、同表 2 (2) の表を削り、同表 2 (3) の表を同表 2 (2) の表とし、同表 2 (4) の表を同表 2 (3) の表

とし、同表 3 (1) の表中

4	土地利用	1	土地条例による届出				○	
---	------	---	-----------	--	--	--	---	--

を

4 土地利用	1 土地条例による届出				○	
5 公民館	1 公民館活動の総合調整	○				

に改め、同表 5 (1) の表を次のように改める。

(1) こども政策課

事務の種類	決 裁 事 項	決 裁 区 分				備 考
		市長	副市長	部長	課長	
1 児童福祉	1 児童手当の受給資格及び額の決定				○	
	2 児童扶養手当の受給資格及び額の決定				○	
	3 子ども医療費の支給審査				○	
	4 ひとり親家庭等への支援費の支給審査				○	

別表第 2 の 5 (1) の表の次に次の表を加える。

(2) こども希望課

事務の種類	決 裁 事 項	決 裁 区 分				備 考
		市長	副市長	部長	課長	
1 私立の幼稚園、保育園及び認定こども園	1 私立の幼稚園、保育園及び認定こども園の指導及び支援				○	
2 職員の研修指導	1 研修及び指導計画				○	
	2 教育指導の実施				○	

別表第 2 の 6 (1) の表中

	8 計量法に基づく届出製造事業者等への特定物象量が表記された特定商品の提出命令			○		
3 再開発	1 測量及び調査のための土地への立入検査等に係る許可				○	
	2 第一種市街地再開発施行区域内における建築行為等の許可				○	
	3 第一種市街地再開発事業の施行に対する障害を排除するための土地の原状回復命令又は物件の移転若しくは除去の命令、措置及び承認			○		
4 駐車場	1 路外駐車場に係る立入検査				○	
	2 路外駐車場の構造、設備及び運営の是正命令			○		

を

	8 計量法に基づく届出製造事業者等への特定物象量が表記された特定商品の提出命令				○		
--	---	--	--	--	---	--	--

に改め、同表 7 (1) の表中

2 建築	1 建築確認申請等の進達				○	
	2 建築基準法に基づく許可、認定等				○	
	3 道路の位置の指定			○		
	4 違反建築物に対する措置			○		
	5 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく申請等の受理等				○	
3 市営住宅	1 市営住宅入居者の決定				○	
	2 市営住宅の退去及び名義変更の承認				○	
	3 市営住宅の返還及び明渡し等の請求				○	
	4 市営住宅の営繕管理				○	

を

2 再開発	1 測量及び調査のための土地への立入検査等に係る許可				○	
	2 第一種市街地再開発施行区域内における建築行為等の許可				○	
	3 第一種市街地再開発事業の施行に対する障害を排除するための土地の原状回復命令又は物件の移転若しくは除去の命令、措置及び承認			○		
3 駐車場	1 路外駐車場に係る立入検査				○	
	2 路外駐車場の構造、設備及び運営の是正命令			○		
4 建築	1 建築確認申請等の進達				○	
	2 建築基準法に基づく許可、認定等				○	
	3 道路の位置の指定			○		
	4 違反建築物に対する措置			○		
	5 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく申請等の受理等				○	

に改め、同表 7 (3) の表中

3 緑化及び 公園管理	1 緑化計画等の調査計画			○		
	2 緑化推進委員会の開催				○	
	3 保存樹木等の指定承認	○				
	4 公園緑化施設等の維持管理				○	

を

3 市営住宅	1 市営住宅入居者の決定				○	
	2 市営住宅の退去及び名義変更の承認				○	
	3 市営住宅の返還及び明渡しの請求				○	
	4 市営住宅の営繕管理				○	
4 緑化及び 公園管理	1 緑化計画等の調査計画			○		
	2 緑化推進委員会の開催				○	
	3 保存樹木等の指定承認	○				
	4 公園緑化施設等の維持管理				○	

に改める。

附 則

この訓令甲は、令和6年4月1日から施行する。